

女性の健康管理支援及びプレコンセプションケアの推進に関する連携協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社エムティーアイ（以下「乙」という。）は、生駒市民の健康管理及びプレコンセプションケアの推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、生駒市民の健康管理及びプレコンセプションケアの推進に関する支援を行うことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとし、具体的な内容、甲乙の役割分担等については、別途甲乙が定める仕様書（以下「仕様書」という。）に定め、仕様書に基づき実施するものとする。

- （1） 生駒市民の健康管理に関する正しい知識の普及啓発に関すること。
 - （2） 妊娠・出産・不妊・不育に関する正しい知識の普及啓発及び支援に関すること。
 - （3） 妊娠を望む男女に対する支援に関すること。
 - （4） その他、甲、乙が必要と認めること。
- 2 乙は、乙が運営するルナルナサービスの有料機能であるプレミアムコース（以下「乙サービス」という。）を生駒市民に対し令和10年3月31日まで無償で提供するものとし、次の事項について連携し協力する。
- （1） 乙は、サービス提供に係る案内のチラシ・ダイレクトメール等のデータ及び製作物（以下「案内文書」という。）を作成し、甲に提供する。
 - （2） 甲は、案内文書の検査を行うものとする。
- 3 前項に定める案内文書の作成及び印刷に係る費用については、別途仕様書のとおりとする。
- 4 前2項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（他者との協力・連携）

- 第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を社会に広げるため、本協定の妨げとならない限り、相手方の承諾を得た上で、相手方以外の他者とも連携・協力を図り、本協定を通じて得た知見を活用できるものとする。この場合も、甲及び乙は本協定に定める各々の義務につき遵守する。
- 2 甲は、本協定を通じて得た知見に係る情報を、乙における商品開発、機能評価・改善、マーケティング分析、広告、営業、調査、研究、イベントその他の事業目的のために、個人を特定出来ない形態にした上で乙が利用することを認めるものとする。

（機密の保持）

- 第4条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力・連携により知り得た個人に係る情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びJIS Q 15001に定める個人情報を含む。）及び相手方の情報のうち次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）について漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人に係る情報及び秘密情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、法令で第三者への開示・提供が許容されている場合を除き、相手方の許可なく第三者に開示・提供してはならない。
- （1） 一方当事者（以下「開示者」という。）から相手方（以下「受領者」という。）に対する開示にあたり、適切な表示（「CONFIDENTIAL」など）により秘密である旨が明示された情報
 - （2） 口頭、視覚的方法その他有体物によらない方法による開示の場合、開示にあたり秘密である旨が明示され、さらに当該開示後15日以内に受領者に対し秘密である旨が書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）にて指定された情報
 - （3） 前2号の規定にかかわらず、以下に定める情報は秘密情報から除外する。
 - ア 開示者から開示を受けた時点において受領者が既に正当に保有していた情報
 - イ 開示者から開示を受けた時点において既に公知となっていた情報
 - ウ 開示者から開示を受けた後に、受領者の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - エ 開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - オ 受領者が開示者から開示された情報によることなく独自に開発した情報
- 2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。
- 3 受領者は、本協定終了後又は開示者から要請があった場合、開示された秘密情報（複製物を含む）を、開

示者の指示に従い返還又は廃棄するものとし、廃棄したときは開示者の要請に応じその旨を証する書面を開示者に提出するものとする。

（公表等の協議）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みについての内容を公表するに当たっては、事前にその内容及び時期等につき相互に協議するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和10年3月31日までとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第8条 甲乙は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
- 2 甲乙は、相手方が反社会勢力であることが判明し、又は前項による保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に何らの催告をすることなく本協定を解除することができるものとする。
 - 3 前項の定めに基づき本協定が解除されたときは、第1項に違反した当事者は、相手方に生じた一切の損害を賠償するものとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月25日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役